

## 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的として制定され、工場や事業場の固定発生源から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準が定められており、大気汚染物質の排出者はこの基準を守らなければならないとされています。

令和2年6月5日に、建築物の解体工事における石綿（アスベスト）の飛散の抑制を図ることを目的として、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が公布されましたので、その概要をご紹介します。

### <規制対象の拡大>

石綿含有成形板等（レベル3）の不適切な除去により石綿が飛散することが明らかになったため、石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材に規制を拡大する。

### <事前調査の信頼性の確保>

石綿含有建材の見落としを防止するため、元請業者に対し、建築物の解体・改修工事を開始する前の石綿使用の有無に関する調査結果の都道府県への報告を義務付ける。事前調査を行う者は、一定の講習を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者でなければならない。また、事前調査結果は3年間保存しなければならない。

### <直接罰の創設>

隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者に対する罰則を規定する。作業基準の遵守義務の対象となる者に下請負人を加える。

### <不適切な作業の防止>

元請業者に対し、石綿含有建材の除去作業結果の発注者への報告、作業に関する記録の作成・保存を義務付ける。石綿含有建材の除去作業終了後に、一定の知見を有する者により取り残しがないことを確認する。

### <検査対象の追加>

都道府県による立入検査の対象に、解体等工事の元請業者、自主施工者又は下請負人の営業所、事務所その他事業場を加える。

### <地方公共団体の施策>

地方公共団体は、建築物等の所有者等に対し、石綿含有建材が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、石綿除去工事に伴う粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

「大気汚染防止法の一部を改正する法律」は、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。ただし、石綿除去工事開始前の事前調査結果の都道府県への報告については、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

(技術基準課)